

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

高 速 第 1 4 7 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使について

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。）における交通の取締り等に関する警察官の職権行使については、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（別添1）に基づき行っているところであるが、複雑多様化する交通情勢等に適正かつ的確に対応するため、その職権行使について誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

1 職権行使の区域（第1条関係）

東北縦貫自動車道弘前線、日本海沿岸東北自動車道及び大館西道路における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号の区域（以下「協定区域」という。）において、交通の取締り等の職権を行使することができる。

(1) 青森県警察

東北縦貫自動車道弘前線の青森県と秋田県との境界から秋田県内に41.9キロメートル（秋田県内全域）までの区域及び日本海沿岸東北自動車道の青森県と秋田県との境界から秋田県内に28.6キロメートル（大館西道路を含む。）までの区域

(2) 秋田県警察

東北縦貫自動車道弘前線及び日本海沿岸東北自動車道の秋田県と青森県との境界から青森県内に50キロメートルまでの区域

2 交通法令違反事件の処理方法（第2条関係）

協定区域における交通法令違反（交通事故に係るものは除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

3 交通事故事件の処理方法（第3条関係）

協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

4 細目的事項の委任（第4条関係）

この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別

に協定するものとする。

5 細目的事項の協定締結

公安委員会協定第4条の規定に基づき、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（別添2）のとおり、「相互協力」、「警ら区域」、「応急措置」、「協力要請」及び「協力要請の手続き」等について定めている。

担当 高速道路交通警察隊管理係

別添 1

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する 警察官の職権行使についての協定

青森県公安委員会及び秋田県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。）、高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道（以下「日本海沿岸東北自動車道」という。）及び一般国道7号（日本海沿岸東北自動車道に接続する自動車専用道路の区域に限る。以下「大館西道路」という。）における青森県警察及び秋田県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の交通の取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成25年11月8日

青森県公安委員会

委員長 今井 高志

秋田県公安委員会

委員長 柴田 寛彦

（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、東北縦貫自動車道弘前線、日本海沿岸東北自動車道及び大館西道路における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通の取締り等の職権を行使することができる。

(1) 青森県警察

東北縦貫自動車道弘前線の青森県と秋田県との境界から秋田県内に41.9キロメートル（秋田県内全域）までの区域及び日本海沿岸東北自動車道の青森県と秋田県との境界から秋田県内に28.6キロメートル（大館西道路を含む。）までの区域

(2) 秋田県警察

東北縦貫自動車道弘前線及び日本海沿岸東北自動車道の秋田県と青森県との境界から青森県内に50キロメートルまでの区域

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものは除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年11月30日から実施する。
- 2 高速自動車国道東北縦貫自動車道青森線における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和61年7月21日付け青森県公安委員会及び秋田県公安委員会との協定）は、廃止する。

別添 2

高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する
警察官の職権行使についての細目的事項の協定

青森県警察本部長及び秋田県警察本部長は、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成25年11月8日付け青森県公安委員会及び秋田県公安委員会との協定。以下「公安委員会協定」という。）第4条の規定に基づき、細目的事項を次のとおり協定する。

平成25年11月8日

青森県警察本部長

警視長 徳 永 崇

秋田県警察本部長

警視長 志 村 務

（相互協力）

第1条 青森県警察及び秋田県警察（以下「協定県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

（警ら区域）

第2条 協定県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域は、公安委員会協定第1条に定める区域（以下「協定区域」という。）のうち、東北縦貫自動車道弘前線の十和田インターチェンジから大鰐弘前インターチェンジまでの区域及び日本海沿岸東北自動車道の大館北インターチェンジから大鰐弘前インターチェンジまでの区域とする。

(応急措置)

第3条 協定県警察の警察官は、協定区域（管轄区域を除く。）において、交通事故の発生、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案（以下「事故等」という。）を認知したときは、当該事故等について応急の措置をとるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する県警察に通報するものとする。

(協力要請)

第4条 協定県警察は、それぞれの管轄区域に係る協定区域において、事故等が発生し、これを迅速に処理しなければ他の事故等を誘発するおそれがある場合において必要があると認められるときは、当該協定区域内において勤務中の相手方県警察の警察官に協力を求めること及び相手方県警察に対し警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

第5条 協定県警察は、相手方県警察に対して警察官の出動その他の協力を要請するときは、東北管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年11月30日から実施する。
- 2 高速自動車国道東北縦貫自動車道青森線における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（昭和61年7月21日付け青森県警察本部長及び秋田県警察本部長との協定）は、廃止する。